

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室長
(公印省略)

防災行政無線の屋外スピーカーの音達範囲向上等について（通知）

平素から、消防防災行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

防災行政無線等は、PUSH 型の一斉同報手段であり、スマートフォン等を持たない住民へも情報を伝達することができるなどの特長を持つことから、災害時の主たる情報伝達手段として、消防庁ではその整備を推進しています。

このたび、消防庁では、豪雨時等において音声聞き取りづらい、広域をカバーするために多数の設備が必要といった、防災行政無線等の屋外スピーカーの課題を解決するため、令和6年度に防災行政無線等の屋外スピーカーの音達範囲向上等に関する検討会を開催し、検討を行いました。その結果、①高性能スピーカー、②了解度改善機能を有する音声合成技術、③了解度改善機能を有する子局設備を導入することが、屋外スピーカーの機能強化に資する改善方策として、確認されましたのでお知らせします。

なお、音達範囲等を改善した屋外スピーカーの整備など、住民への防災情報の確実な伝達のため、防災行政無線の機能強化を行う場合は、「防災行政無線の機能強化に関する緊急防災・減災事業債の対象事業の拡充について」（平成31年2月19日付け消防情第29号）のとおり、緊急防災・減災事業債の対象とされています。

貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

※屋外スピーカーの音達範囲等の改善に資する技術の詳細については、令和6年度「防災行政無線等の屋外スピーカーの音達範囲向上等に資する検討会」報告書に掲載しているため、参考としていただきたい。

URL: https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-165.html

以上

(問い合わせ先)

消防庁 国民保護・防災部防災課
防災情報室

担当：池町、荷見、工藤、林、桐山

TEL：03-5253-7526

E-mail：bgm-boujo@ml.soumu.go.jp